

官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和2年10月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定しているもの。今年度の基本方針の内容は以下の通り。

1. 国等の中小企業・小規模事業者及び新規中小企業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率は、国等全体として60%、契約金額が約4兆7,449億円になることを目指す。

<参考>

※官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%

	令和元年度実績	令和2年度目標
官公需総額	8兆2,664億円	7兆9,082億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆4,750億円	4兆7,449億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	54.1%	60.0%

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標

契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として3%になることを目指す。

<参考>

令和元年度 契約実績額 880億円 比率 1.06%
(平成27年度～令和元年度 契約比率平均 1.27%)

2. 令和2年度に新たに講ずる主な措置

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、相談対応、実勢価格を踏まえた適正な予定価格の作成・変更、納期・工期の柔軟な対応と代金の迅速な支払の徹底
- (2) 知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイドールの積極的な活用の促進
- (3) 民法改正を踏まえ、国等に対する官公需契約に係る債権譲渡の積極的な活用の促進
- (4) 最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、見直し条項を予め契約書に入れることにより適切な単価改正を担保